河川における環境基準項目測定結果
～公共用水域の水質測定結果より～

【概要】

現在、河川の水質に対し人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準が定められ、行政上の政策目標となっています。その他には、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染、地下水、ダイオキシン類に係る環境基準も定められています。当財団では、「公共用水域の水質測定結果」（北海道環境生活部）に示された平成４年５月からのデータと当財団の水質調査結果を併せ、環境基準項目について整理を行い、地図情報を利用して「水質環境データベース」を構築しています。また、以下に示す水質および土壌の環境基準項目の分析にも取り組んでいます。

【地図上でみるカドミウム測定結果】

：基準値を満足しています

人の健康の保護に関する環境基準
（公共用水域の水質汚濁に関わる環境基準）

（平成19年10月1日現在：26項目）

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.01mg／ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01mg／ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg／ℓ 以下
砒 素	0.01mg／ℓ 以下
総 水 銀	0.0005mg／ℓ以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
Ｐ Ｃ Ｂ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg／ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg／ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg／ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	１mg／ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg／ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg／ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／ℓ以下
チ ウ ラ ム	0.006mg／ℓ以下
シ マ ジ ン	0.003mg／ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg／ℓ 以下
ベ ン ゼ ン	0.01mg／ℓ 以下
セ レ ン	0.01mg／ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／ℓ 以下
ふ っ 素	0.8mg／ℓ 以下
ほ う 素	1mg／ℓ 以下

土壌の汚染に係る環境基準

（平成19年10月1日現在：27項目）

	項 目	環境上の条件
無機物質・重金属	カドミウム	検液１ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1ｋｇにつき1mg以下であること。
	全シアン	検液中に検出されないこと
	有機燐	検液中に検出されないこと
	鉛	検液１ℓにつき0.01mg以下であること
	六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること
	砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）のおいては、土壌1ｋｇにつき15mg未満であること
	総水銀	検液1ℓにつき0.05mg以下であること
有機化学物質	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
	ＰＣＢ	検液中に検出されないこと
	銅	農用地（田に限る。）において、土壌1ｋｇにつき125mg以下であること
揮発性有機化学物質	ジクロロメタン	検液１ℓにつき0.02mg以下であること
	四塩化炭素	検液１ℓにつき0.02mg以下であること
	1,2-ジクロロエタン	検液１ℓにつき0.04mg以下であること
	1,1-ジクロロエチレン	検液１ℓにつき0.02mg以下であること
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液１ℓにつき0.04mg以下であること
	1,1,1-トリクロロエタン	検液１ℓにつき1mg以下であること
	1,1,2-トリクロロエタン	検液１ℓにつき0.006mg以下であること
	トリクロロエチレン	検液１ℓにつき0.03mg以下であること
	テトラクロロエチレン	検液１ℓにつき0.01mg以下であること
農薬	1,3-ジクロロプロペン	検液１ℓにつき0.002mg以下であること
	チウラム	検液１ℓにつき0.006mg以下であること
	シマジン	検液１ℓにつき0.003mg以下であること
	チオベンカルブ	検液１ℓにつき0.02mg以下であること
揮発性有機化学物質	ベンゼン	検液１ℓにつき0.01mg以下であること
無機物質・重金属	セレン	検液１ℓにつき0.01mg以下であること
	ふっ素	検液１ℓにつき0.8mg以下であること
	ほう素	検液１ℓにつき1mg以下であること

お問合せ先：TEL　深川事務所：0164-25-1591　札幌支所：011-746-5391　http://www.hamc.or.jp/

財団法人 北海道農業近代化技術研究センター